

第3次赤磐市男女共同参画基本計画
（平成29年度～令和3年度）

令和2年度実施状況報告書
数値目標

令和3年6月

赤 磐 市

目 次

男女共同参画社会を実現する基盤づくり……………	P 1
(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革	
男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり……………	P 1
(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
(2) 雇用の分野における男女共同参画の推進	
(3) 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進	
(4) 地域社会における男女共同参画の推進	
(5) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	
誰もが安心して暮らせる環境づくり……………	P 3
(1) 生涯を通じた健康づくりへの支援	
(2) さまざまな困難を抱える男女への支援	
男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり……………	P 3
(1) 暴力を防ぐ環境づくりの推進	
(2) 相談・支援体制の充実	
令和2年度 審議会等の女性の登用(地方自治法202条の3)……………	P 4

基本目標1 男女共同参画社会を実現する基盤づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革

区分		目標 (R3年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
施策の方向性	目標							
男女共同参画を推進するための広報・啓発活動の充実	人権講演会等の参加者数	250人/年	200人/年	220人/年	230人/年	80人/年		協働推進課
	男女共同参画セミナーの参加者数	延べ200人/年	延べ114人/年	延べ318人/年 (セミナー延べ188人、講演会130人)	延べ115人/年	延べ79人/年		協働推進課
家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進	家庭教育講座等の参加者数	2,200人/年	延べ1,972人/年	延べ1,927人/年	延べ1,812人/年	延べ1,174人/年		社会教育課
男女共同参画を推進する人材の養成	じんけん学習講座の参加者数	延べ50人/年	61人/年	53人/年	56人/年	0人		社会教育課

基本目標2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

区分		目標 (R3年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
施策の方向性	目標							
市の政策・方針決定過程への女性の参画促進	各種審議会等委員への女性の登用率（地方自治法202条の3に基づく審議会等）	40.0%	31.0%	33.7%	35.0%	31.2%		協働推進課
	女性委員のいない審議会等の数	0	1	1	0	1		協働推進課
	市管理職のうち、女性職員の登用率（一般行政職）	25.0%	19.2%	14.3%	18.6%	18.2%		総務課

重点目標2 雇用の分野における男女共同参画の推進

区分		目標 (R3年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
施策の方向性	目標							
女性のチャレンジ支援	再就職・職業能力開発のためのセミナー参加者数	延べ140人/年	延べ82人 (出張相談実績(市民コーナー))	延べ188人 (出張相談実績(市民コーナー))	延べ199人	延べ92人		商工観光課
	起業家の育成人数(うち女性) ※H29~R3	延べ80人(10人)	42人(21人)	29人(12人)	30人(11人)	31人(12人)		商工観光課

重点目標3 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進

区分		目標 (R3年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
施策の方向性	目標							
就業環境の整備	家族経営協定締結農家数	20戸	16戸	13戸	13戸	15戸		農林課
経営・事業運営への女性の参画拡大	認定農業者における女性の割合	8%	4%	3%	3%	4%		農林課

重点目標4 地域社会における男女共同参画の推進

区 分		目標 (R3年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
施策の方向性	目標							
地域における男女共同参画の推進	男女共同参画団体ネットワーク登録団体数	12団体	8団体	8団体	8団体	8団体		協働推進課
防災分野における女性の参画拡大	女性の消防団員数	30人	16人	16人	16人	18人		消防総務課
	女性の防災士数	30人	30人	30人	30人	32人		くらし安全課
	女性防火クラブ員数	250名	221人	203人	178人	180人		予防課
国際社会における男女共同参画の推進	国際交流・国際理解のイベント・講座等参加者数	240人/年	184人/年	260人/年	139人/年	0人/年		政策推進課

重点目標5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

区 分		目標 (R3年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
施策の方向性	目標							
仕事と生活の調和の実現に向けた啓発の推進	市男性職員の育児休業取得率	30%	0%	0%	0%	4.8%		総務課
	市男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率	85%	4%	22.2%	43.8%	61.9%		総務課
	市職員の有給休暇取得率	30%	22.4%	23.3%	20.5%	23.4%		総務課
家庭生活における男女共同参画の推進	家事育児への父親の参加率	75%	88.5%	91.3%	91.3%	88.10%		健康増進課
子育て・介護の支援体制の充実	保育所入所定員	1,400人	1,430人	1,430人	1,435人	1,445人		子育て支援課
	児童館利用者数	12,500人/年	14,211人/年	13,521人/年	11,586人/年	3,492人/年		子育て支援課
	ファミリー・サポート・センター利用件数	900件/年	801件/年	1,412件/年	1,177件/年	1,550件/年		子育て支援課

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

重点目標1 生涯を通じた健康づくりへの支援

区分		目標 (R3年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
施策の方向性	目標							
生涯を通じた男女の健康支援	健康教室参加者数	5,000人/年	4,329人/年	3,757人/年	4,140人/年	142人/年		健康増進課
	乳がん（視触診）検診受診率（市検診対象者に対する率）	25%	10.8%					健康増進課
	乳がん（マンモグラフィ）検診受診率（40歳以上の女性対象）	25%	10.5%	11.8%	12.0%	11.0%		健康増進課
	子宮がん検診受診率（市検診対象者に対する率）	25%	10.9%	10.0%	10.4%	10.7%		健康増進課
	乳幼児健診受診率	95%	93.9%	94.0%	95.6%	94.4%		健康増進課
	スポレクフェステ参加者数	3,500人/年	3,500人/年	3,500人/年	3,500人/年	0人/年		スポーツ振興課

重点目標2 さまざまな困難を抱える男女への支援

区分		目標 (R3年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
施策の方向性	目標							
高齢者への支援	地域包括支援センターにおける総合相談件数	3,500件/年	2,375件	2,349件	2,429件	3,054件		介護保険課
	いきいき百歳体操 開催会場数（延会場数）	165会場	70会場	74会場	83会場	87会場		介護保険課
障害者への支援	障害児・者の相談支援事業実利用者数	176人/年	242人/年	243人/年	293人/年	252人/年		社会福祉課

基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり

重点目標1 暴力を防ぐ環境づくりの推進

区分		目標 (R3年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
施策の方向性	目標							
暴力の発生予防の推進	地域自主防犯活動団体数	8団体	7団体	7団体	7団体	7団体		くらし安全課

重点目標2 相談・支援体制の充実

区分		目標 (R3年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
施策の方向性	目標							
相談体制の充実	相談事業開催回数	52回/年	51回/年	51回/年	51回/年	44回/年		協働推進課

令和2年度 審議会等の女性の登用(地方自治法202条の3)

(内訳)

R2.03.31時点

審議会名		設置根拠	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)	備考
1	防災会議	災害対策基本法第十六条	15	1	6.7	
2	民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	5	35.7	
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	10	2	20.0	
4	介護認定審査会	介護保険法第十四条	40	16	40.0	
5	廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七	14	5	35.7	
6	青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第一条	28	6	21.4	
7	交通安全対策協議会	交通安全対策基本法第十八条	40	5	12.5	
8	公民館運営審議会	社会教育法第二十九条	15	8	53.3	
9	社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	9	5	55.6	
10	図書館協議会	図書館法第十四条	8	6	75.0	
11	文化財保護委員会議	文化財保護法第九十条	7	3	42.9	
12	障害者支援区分審査会	障害者自立支援法第十五条	6	3	50.0	
13	国民保護協議会	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律第三十九条	15	0	0.0	
14	市立学校給食共同調理場運営委員会	赤磐市立学校給食共同調理場条例	20	10	50.0	
15	山陽児童館運営委員会	赤磐市山陽児童館条例	5	3	60.0	
16	報道委員会	赤磐市報道委員会条例	8	5	62.5	
17	城南ふれあいセンター運営委員会	赤磐市城南ふれあいセンター運営委員会条例	10	2	20.0	
18	赤坂教育集会所運営委員会	赤磐市赤坂教育集会所条例	11	4	36.4	
19	桜が丘いきいき交流センター運営委員会	赤磐市桜が丘いきいき交流センター条例	9	1	11.1	
20	男女共同参画推進審議会	赤磐市男女共同参画推進条例	10	5	50.0	
21	都市計画審議会	都市計画法第七十七条の二	10	1	10.0	
22	まちづくり審議会	赤磐市まちづくり審議会条例	13	3	23.1	
合 計			317	99	31.2	R1年度 35.0

* 地方自治法第202条の3・・・普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関とする。

ただし、法律や政令、条例に基づき設置された会であっても、設置根拠となる条文中に調停、審査、審議などを行うと定められていなければ、「審議会等」には該当しない。